

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 6 号

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4京都市御池駐車場の項中「18,000」を「20,000」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則別表第4の規定による京都市御池駐車場の自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券の発行は、この規則の施行前においても行うことができる。

(建設局自転車政策推進室)